

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について

新制度における利用者負担額については、世帯の所得状況等を勘案して、国が政令で定める基準を上限として、各市町村が定めることとなりますが、国においては、利用者負担額にかかる政令を3月中旬以降に示すとしています。

1月22日開催の第5回会議では、国から提示された利用者負担の水準のイメージを基に、それぞれの区分ごとに、利用者負担額の試算を行い、本市における教育標準時間認定（1号認定）並びに保育認定（2・3号認定）の利用者負担額（案）の考え方を報告したところです。

（1）教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額について（3頁参照）

国においては、平成27年度予算編成過程において、幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとして、低所得世帯の保護者負担の軽減を図ることを目的に、市町村民税非課税世帯等の利用者負担額の引き下げを行い、その上限額9,100円を3,000円としました。

これに伴い、本市においても、教育標準時間認定（1号認定）における市町村民税非課税世帯の利用者負担額については、国が示した基準のとおりとします。

なお、施設型給付への移行を予定している幼稚園3園については、在園児の実質的な利用者負担額が現状よりも増額とならないよう、負担軽減の措置を行う予定です。

（2）保育認定（2・3号認定）の利用者負担額について（4・5頁参照）

本市における現行の保育料については、国が定める基準額の概ね7割程度を設定していますが、新制度における国から示されている利用者負担の水準については、現行の国の基準額を踏襲していることから、本市においても、現行の金額を踏襲することとします。

さらに、パートタイム就労など、保育短時間認定の利用者負担額については、国が示した水準と同様に保育標準時間認定の1.7%減の額に設定することとします。

なお、現行の階層区分については、所得税額により設定していますが、新制度では、国の基準が市町村民税の所得割課税額による設定となるため、同様の設定とします。

また、利用者負担額の算定に当たっては、現行制度では、平成22年度の

税制改正に伴い廃止された年少扶養控除等があると見なして再計算し、その額を所得税額として階層区分を決定しています。

国においては、この取り扱いを新制度施行時に廃止としていますが、本市においては、在園者が卒園するまでの間に限り、年少扶養控除等があると見なして市町村民税額を再計算し、その額によって階層区分を決定する経過措置を設けることとします。

(3) 地域型保育給付における利用者負担額について (6頁参照)

新制度において地域型保育事業になる家庭的保育事業については、本市では、平成23年度から本事業を実施していることから、平成26年9月に制定した「藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、食事の提供に関する経過措置を設けています。

その期間中においては、家庭的保育事業者が食事を提供しない場合、これまでの利用者負担額との均衡を図り、給食費を減額することとします。

以 上

1号認定(教育標準時間認定)利用者負担額

(単位:円)

区分		階層	利用者負担額(月額)		
			第1子	第2子	第3子
生活保護世帯		A	0	0	0
市町村民税所得割課税額	非課税世帯	B	3,000	1,500	0
	均等割のみ課税世帯				
	1 ~ 77,100	C	16,100	8,000	0
	77,101 ~ 211,200	D	20,500	10,200	0
	211,201 ~ 366,900	E	24,800	12,400	0
	366,901 ~	F	25,700	12,800	0

2号認定(3歳以上保育認定)利用者負担額

(単位:円)

区分		階層	利用者負担額(月額)						
			保育標準時間認定			保育短時間認定			
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	
生活保護世帯		A	0	0	0	0	0	0	
市町村民税所得割課税額	非課税世帯	母子・父子世帯等	B1	0	0	0	0	0	0
		その他の世帯	B2	2,500	1,200	0	2,500	1,200	0
	均等割のみ課税世帯		C1	4,100	2,100	0	4,000	2,000	0
	1 ~ 24,300		C2	5,400	2,700	0	5,300	2,600	0
	24,300 ~ 48,600		C3	6,500	3,300	0	6,400	3,200	0
	48,600 ~ 60,700		C4	8,900	4,500	0	8,700	4,300	0
	60,700 ~ 78,900		C5	12,300	7,100	0	12,100	6,900	0
	78,900 ~ 97,000		C6	14,400	8,500	0	14,200	8,300	0
	97,000 ~ 123,000		C7	16,700	9,900	0	16,400	9,700	0
	123,000 ~ 148,200		C8	20,400	12,200	0	20,100	11,900	0
	148,200 ~ 169,000		C9	22,900	13,800	0	22,500	13,500	0
	169,000 ~ 196,000		C10	25,100	15,200	0	24,700	14,800	0
	196,000 ~ 224,000		C11	26,200	15,800	0	25,800	15,400	0
	224,000 ~ 249,000		C12	27,400	16,700	0	26,900	16,300	0
	249,000 ~ 264,000		C13	29,100	17,800	0	28,600	17,400	0
	264,000 ~ 301,000		C14	30,500	18,700	0	30,000	18,300	0
	301,000 ~ 351,000		C15	31,600	19,500	0	31,100	19,100	0
	351,000 ~ 397,000		C16	32,600	20,100	0	32,000	19,700	0
	397,000 ~ 465,000		C17	34,300	21,100	0	33,700	20,700	0
465,000 ~		C18	36,100	22,200	0	35,500	21,800	0	

3号認定(0歳～2歳保育認定)利用者負担額

(単位:円)

区分		階層	利用者負担額(月額)							
			保育標準時間認定			保育短時間認定				
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
生活保護世帯		A	0	0	0	0	0	0	0	
市町村 民税所得割 課税額	非課税世帯	母子・父子世帯等	B1	0	0	0	0	0	0	
		その他の世帯	B2	3,500	1,700	0	3,500	1,700	0	
	均等割のみ課税世帯		C1	6,000	3,000	0	5,900	2,900	0	
	1	～	24,300	C2	7,000	3,500	0	6,900	3,400	0
	24,300	～	48,600	C3	8,300	4,300	0	8,200	4,200	0
	48,600	～	60,700	C4	11,200	5,600	0	11,000	5,400	0
	60,700	～	78,900	C5	16,000	9,300	0	15,700	9,100	0
	78,900	～	97,000	C6	19,700	11,500	0	19,400	11,300	0
	97,000	～	123,000	C7	24,800	14,800	0	24,400	14,500	0
	123,000	～	148,200	C8	32,300	19,400	0	31,800	19,100	0
	148,200	～	169,000	C9	38,500	23,400	0	37,800	23,000	0
	169,000	～	196,000	C10	42,600	26,100	0	41,900	25,700	0
	196,000	～	224,000	C11	45,100	27,600	0	44,300	27,100	0
	224,000	～	249,000	C12	47,700	29,200	0	46,900	28,700	0
	249,000	～	264,000	C13	51,000	31,300	0	50,100	30,800	0
	264,000	～	301,000	C14	54,500	33,600	0	53,600	33,000	0
	301,000	～	351,000	C15	58,200	36,000	0	57,200	35,400	0
	351,000	～	397,000	C16	60,500	37,300	0	59,500	36,700	0
397,000	～	465,000	C17	63,700	39,200	0	62,600	38,500	0	
465,000	～		C18	67,000	41,300	0	65,900	40,600	0	

家庭的保育事業については、条例において既存施設における食事の提供に関し、最長5年間の経過措置を設けていることから、家庭的保育事業者が給食の実施を行えない期間は、これまでの利用者負担額との均衡を図り、給食費を減額した額とします(4頁)。なお、給食が実施された以降は、上記の利用者負担額とします。

家庭的保育経過措置期間利用者負担額

(単位:円)

区分		階層	利用者負担額(月額)					
			保育標準時間認定			保育短時間認定		
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯		A	0	0	0	0	0	0
非課税世帯	母子・父子世帯等	B1	0	0	0	0	0	0
	その他の世帯	B2	2,500	1,200	0	2,500	1,200	0
均等割のみ課税世帯		C1	4,300	2,100	0	4,300	2,100	0
市町村民税所得割課税額	1 ~ 24,300	C2	5,000	2,500	0	5,000	2,500	0
	24,300 ~ 48,600	C3	6,100	3,100	0	6,000	3,100	0
	48,600 ~ 60,700	C4	8,200	4,000	0	8,100	4,000	0
	60,700 ~ 78,900	C5	11,800	6,800	0	11,600	6,700	0
	78,900 ~ 97,000	C6	14,500	8,400	0	14,300	8,300	0
	97,000 ~ 123,000	C7	18,300	10,800	0	18,000	10,700	0
	123,000 ~ 148,200	C8	23,800	14,300	0	23,400	14,100	0
	148,200 ~ 169,000	C9	28,400	17,200	0	28,000	17,000	0
	169,000 ~ 196,000	C10	31,400	19,200	0	30,900	18,900	0
	196,000 ~ 224,000	C11	33,300	20,300	0	32,800	20,000	0
	224,000 ~ 249,000	C12	35,100	21,500	0	34,600	21,200	0
	249,000 ~ 264,000	C13	37,600	23,000	0	37,000	22,700	0
	264,000 ~ 301,000	C14	40,200	24,800	0	39,600	24,400	0
	301,000 ~ 351,000	C15	43,000	26,500	0	42,300	26,100	0
	351,000 ~ 397,000	C16	44,700	27,500	0	44,000	27,100	0
	397,000 ~ 465,000	C17	47,100	28,900	0	46,300	28,500	0
	465,000 ~	C18	49,500	30,500	0	48,700	30,000	0

給食を提供しない場合のみ適用します。